平成２７年（フ）第８５号
高知市一宮西町２丁目10番２号　プランドール102、開始決定時の住所高知市一宮中町２丁目14番16号
破産者　田所　　久
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８６号
高知市東雲町９番14号　マンションタケシⅠ・301号
破産者　井上　典子
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８１号
北九州市若松区古前１丁目８番８号
破産者　川崎　道雄
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第８２号
北九州市若松区古前１丁目８番８号
破産者　川崎　佳恵
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３３号
北九州市小倉南区徳力団地80番203号
破産者　曽根崎　裕
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２２５号
北九州市戸畑区千防２丁目13番23号
破産者　上本　信子（旧姓今浪）
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３０３号
北九州市八幡西区本城東４丁目14番６―401号
破産者　柴田　勝敏
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０９号
佐賀市多布施４丁目20番11号　古川アパート106号
破産者　井上　良二
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
長崎県長崎市戸町２丁目165番地20　入江方
破産者　西尾　優子
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
長崎県西海市西彼町小迎郷1074番地３　グループホーム希望の家
破産者　猪嶋　行雄
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６５号
宮崎市青島西２丁目４番地８　シーガルコーポ202号、前住所宮崎市中村東１丁目２番24号　シティコーポ大淀601号
破産者　西岡　康行
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９８号
宮崎市松橋１丁目３－３　アートビル133―502号、住民票上の住所宮崎市清武町加納乙333番地61
破産者　瀬尾　祐司
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３８号
沖縄県宜野湾市大謝名２丁目７番６―803号トーマス大謝名
破産者　池宮城祥子
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

免責許可決定

平成２８年（フ）第１２０号
神奈川県南足柄市向田622番地１　市営向田住宅327号室
破産者　開田由美子（旧姓辻浜）
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２２６号
神奈川県平塚市桃浜町３番24号　カーサ・ド・ペレーザーＡ―101、前住所神奈川県平塚市田村４丁目17番15号
破産者　寺崎　香織
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２８２号
神奈川県平塚市札場町９番８号
破産者　波紫　弥生
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２８９号
神奈川県秦野市鶴巻1840番地の１　第３みどりハイツ　102号
破産者　小山内政典
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲1881番地３　若葉荘アパート610号
破産者　小嶋　圭二
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第７７号
佐賀県伊万里市大坪町甲2567番地２　ウエストテラス103号
破産者　小嶋　陽子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８１号
佐賀県伊万里市脇田町1143番地１
破産者　渡口　圭子
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部